会計年度任用職員の休暇制度

●年次有給休暇

	名称	制度概要	期間
1	年次有給休暇	任用期間が１月以上、かつ週の勤務時間が１日以上の勤務を割振られる職員	１週間の勤務日数等に応じて定められた期間（表１参照）

※令和元年度の残日数を令和２年度へ繰越可

●年次有給休暇以外の休暇【有給】

	名称	制度概要	期間
1	公民権行使	選挙権等の公民権を行使する場合	必要と認められる期間
2	官公署出頭	裁判員等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
3	現住所の滅失等	災害等により現住所が滅失等した場合	７日の範囲内の期間
4	出勤困難	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認められる期間
5	退勤途上	災害又は交通機関の事故等により退勤途上に進退の危険を回避する必要がある場合	必要と認められる期間
6	忌引	親族が死亡した場合で、葬儀・服喪その他必要な場合	親族別日数（遠隔地に赴く場合は往復に要する日数を加えた日数）以内（表２参照）
7	結婚休暇	結婚した場合	連続する５日の範囲内の期間
8	妊産婦の休息・補食	妊娠中の女性職員が請求した場合で、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	必要と認められる時間

●年次有給休暇以外の休暇【無給】

	名称	制度概要	期間
1	産前休暇	６週間以内（多胎妊娠の場合には14週間）に出産予定の女性職員に与えられる休暇	産前６週間（多胎妊娠の場合には14週間）予定日以後出産の日までの期間を含む
2	産後休暇	出産した女性職員に与えられる休暇	出産の日の翌日から８週間
3	保育時間（休暇）	生後１年未満の子を養育する職員が授乳や託児所等への送迎を行う場合に与えられる休暇	１日２回（各30分以内）
4	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む）を養育する職員が、その子の看護のため必要がある場合に与えられる休暇	一の年度において５日（対象となる子が２人以上の場合は、10日）
5	（短期）介護休暇	要介護者である配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する職員に与えられる休暇	一の年度において５日（対象となる要介護者が２人以上の場合は、10日）
6	介護休暇	要介護者である配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する職員に与えられる休暇	通算して93日以内（３回まで分割可）
7	介護時間	要介護者である配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する職員に与えられる休暇	１日につき２時間
8	生理日の就業困難	女性職員が生理のため勤務が著しく困難である場合	必要と認められる期間
9	妊産疾病	妊娠中又は出産後の女性職員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守る場合	必要と認められる期間
10	公務上の傷病	公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
11	私傷病	公務外の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	勤務日数に応じて、10日の範囲内の期間（１年度）（表３参照）
12	骨髄等ドナー	骨髄又は末梢血管細胞の提供者となる場合	必要と認められる期間
13	妊産婦の健康診査及び保健指導	妊娠中又は出産後１年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	必要と認められる時間
14	妊娠中の通勤緩和	妊娠中の女性職員が通勤（交通機関）の混雑が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	必要と認められる時間

表１　年次有給休暇日数

１週間の勤務日の日数		５日以上	４日	３日	２日	１日
１年間の勤務日の日数		217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
継続任用期間の初日から任用期間の末日までの期間	１月未満	0日	0日	0日	0日	0日
	１月を超え２月以下	1日	0日	0日	0日	0日
	２月を超え３月以下	2日	1日	1日	0日	0日
	３月を超え４月以下	3日	2日	1日	1日	0日
	４月を超え５月以下	5日	3日	2日	1日	1日
	５月を超え６月以下	7日	5日	4日	2日	1日
	６月を超え１年以下	10日	7日	5日	3日	1日
	１年を超え２年以下	11日	8日	6日	4日	2日
	２年を超え３年以下	12日	9日	6日	4日	2日
	３年を超え４年以下	14日	10日	8日	5日	2日
	４年を超え５年以下	16日	12日	9日	6日	3日
	５年を超え６年以下	18日	13日	10日	6日	3日
	６年超	20日	15日	11日	7日	3日

表２　忌引日数

親族	日数
配偶者	７日
父母	７日
子	５日
祖父母	３日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日)
孫	１日
兄弟姉妹	３日
おじ又はおば	１日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	３日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、７日)
子の配偶者又は配偶者の子	１日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、５日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	１日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、３日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	１日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、３日)
おじ又はおばの配偶者	１日

表３　病気休暇日数

１週間の勤務日の日数（１年間の勤務日の日数）	休暇日数
５日(217日以上)又は週の勤務時間が29時間以上	10日
４日(169日から216日まで)	７日
３日(121日から168日まで)	５日
２日(73日から120日まで)	３日
１日(48日から72日まで)	１日